

2006年4月21日

## 理事会宛要望書への署名のお願い

呼びかけ人：赤堀次郎、荒井正治、小野文一郎、小笠原宏、坂根政男、里見潤、杉本末雄、高山茂、辻下徹、中島淳、吉田真（以上理工学部教員）、小川均、島川博光、樋口宜男（以上情報理工学部教員）、佐藤卓利、藤岡 惇（以上経済学部教員）

理由の詳細は次のページに説明しますが、私たちは、学園内の士気低下の進行と、相互信頼の崩壊とを食いとめるため、一部未支払のままである昨年度一時金を完全に支払うことを川本八郎理事長に求めます。以下の要望書に賛同される方は署名をお願い致します。

なお、私たちは、署名数が 100 名を越えた場合に、署名簿を提出いたします。さらに、署名を続け、200 名、300 名、等々の段階でその時点での全署名簿を提出いたします。その際に、要望書の日付と人数（\*印）を update いたします。

所属	
氏名	

\*\*\*\*年\*月\*\*日

## 要 望 書

川本八郎理事長 殿

謹 啓

日本の大学全体が困難な状況におかれている中で、立命館学園運営に日夜尽力しておられることに感謝の意を表します。

さて、わたくしたち教職員有志\*\*\*名は、昨年度の一時金の一部が未払いのままに新年度を迎え、学園内の広範な士気低下が恒常化しつつあることに強い危惧を持ち、この文書を提出することを決意致しました。

一時金カットに明確な意義があるのであれば、それにより士気を低下させる者はいません。しかし、理事会と組合との昨年度を通しての交渉過程を見まもってきましたが、一時金カットについて教職員が納得できる合理的な理由はついに提示されないまま、今日に至っております。

理事会が、わたしたちに果すべき最低限の義務を独善的な理由で不履行のままで済せようとしていることで、わたしたち教職員は立命館の運営責任者である貴理事長への信頼感が根本から崩れつつあると感じています。立命館の大きな発展の主要な功労者の一人である貴理事長への信頼感を失うことは、わたくした

ちにとってたいへん辛いことです。しかし、昨年度の給与が未支払のままで終るのであれば、貴理事長への信頼感の崩壊は回復不能なところまで達することは避けられません。そのようなことにならないことを私たちは強く願っておりますので、この問題について、再考を要望いたします。

なお、わたくし達の中の非組合員は、立命館教職員組合が、この問題に責任を持って忍耐強く持続的に取り組んでおられる姿勢に強い共感を抱き、根本から支持しております。貴理事会が、教職員組合の要請を全教職員の心願・励声として捉えられ、種々の交渉の場に臨まれることを要望いたします。

学園内の相互信頼の崩壊を回避することは、立命館学園の発展のためには、あらゆることに優先すべきことと切実に考えておりますが、貴理事長も同じように考えてくださることを信じつつ、以上を要望いたします。

敬 具

## 要望書提出の理由

一時金カット問題などで組合が京都地方労働委員会にあっせんを申し立てていた件で、3月9日に以下のあっせん案が示されました。

「労使双方は、学園の発展のため現下及び将来の諸問題について合意出来る環境作りに向け、真摯に対応されたい。」

組合は、「このあっせん案は、事実上、一時金カット問題について、理事会が主張するように「すでに決着済」とは言えないこと、理事会には説明しきる責任があることを、公的な機関が評価したといえます。」と評価し、これを受け入れました。そして理事会に対して団体交渉を申し入れましたが、理事会はこれを拒否しています。

理事会も斡旋案を受諾しその理由を大学のHPに公開しています。

<http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/koho/kyousyokuin/kyotofuroudou.htm>

それによると理事会は「2005年度の一時金等に関する組合交渉について、誠実な団体交渉等を尽くしたうえで、その権限と責任において年末一時金の振込みを行ったことによって終了したと考えている」のです。

本当にそう考えているのなら、理事会はこの斡旋案を受諾すべきではなかったはずです。組合は一時金カット問題を主要な理由として労働委員会に申し立てていたわけですから、あっせん案の「現下の諸問題」に一時金カット問題が含まれていないと解釈するのは、誰がみても不自然です。

私たちは昨年の一時金カットを認めていません。ここで私たちが、理事会が給与支払義務を怠っていると認識していることを明確に示さなければ、理事会の独走がさらに加速することになるでしょう。これが、私たちが教職員の皆さんに広く署名をお願いする理由です。

## 理事会への信頼崩壊を回避することは、わたしたちにとっても重要です

この HP で理事会は、「それにも関わらず（中略）斡旋協議に常任理事会が応じたのは、今次の常任理事会提起が社会的に見てどのような意味をもつか、そして本学の労使慣行がいかに関時代に遅れた状況にあるかを明らかにするためであった」と述べています。

さらに理事会は、「今次の府労委の斡旋協議は、常任理事会にとって、昨年の一時金等に関する組合交渉の経緯が妥当なものであり、労使関係が前時代的なものであることが社会的にも理解されたという意味で重要な成果があったと考えられる。特に昨年の団体交渉を実施する際にも、組合に対して要望してきた労使関係のルールづくりの必要性について、本学が歴史的に実施してきた業務協議会等は事実上の大衆団交であり、今日の段階においては前時代的なものであることを、府労委の斡旋をつうじて明らかにした。」と述べています。

あっせん案が極めて抽象的なものであることから、上述のような解釈も可能だと理事会が思っているのかもしれませんが、普通に考えれば、これはあっせん案の抽象性を逆手にとって自分たちに都合がいいような解釈をあえてしたと言われてもやむを得ないのではないのでしょうか？少なくとも、あっせん案を受諾はしたが、一時金問題を中心とした協議を組合と再開する気が理事会にないことは明白です。

理事会が、「本学が歴史的に実施してきた業務協議会等は事実上の大衆団交であり、今日の段階においては前時代的なものである」と述べているのも、気になるところです。業務協議会が前近代的というのなら、理事会はどんな「近代的な」交渉システムを考えているのでしょうか？

この1、2年の間に矢継ぎ早に出されてきたさまざまな政策や意見集約の方法に対しても、私たち教職員は多くの疑問を持っています。これらの政策は、一時金カットのような経営者の最終手段ともいえる方法により、教職員に生活環境の悪化を強いなければ、実現できないものなのではないでしょうか？これらの疑問の放置と一時金カットによって起こる教職員の士気の低下と、理事会への現場の信頼感の崩壊により、立命館学園が機能不全に陥ることを非常に憂慮しています。

以 上